

<p>○ 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための消毒の実施</p> <p>【告 示】</p>	<p>目 次</p>	<p>岡 山 県 公 報</p>
<p>畜産課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
		<p>目 次</p>
		<p>担当課（室）</p>



◎岡山県告示第五百三十五号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十条の規定により、家きんの所有者に対して次のとおり消毒を命ずる。

令和四年十二月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 実施の目的

岡山県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止

二 実施する区域

岡山県全域で家畜防疫員が必要と認める家きん飼養農場

三 実施の期日

令和四年十二月二十四日から令和五年一月二十三日まで

四 消毒の実施方法

農場内で鶏舎等の周囲から農場外縁部までのうち家畜防疫員が必要と認める場所における消石灰の配布